

## 寄付者に対する税制上の優遇措置

「ふるさと納税制度」の施行により、「大阪市市民活動推進基金」に対する寄付についても、「ふるさと納税制度」による寄附金控除が適用されます。

### 【個人の場合】

控除対象者

個人住民税の納税義務のある方

控除対象となる寄附金額

5,000円を超える部分の寄附金額（ただし、一定の制限があります。）

控除方式

税額控除方式（所得税については、従前と同じ「所得控除方式」です。）

手続き

所得税が課税される方は確定申告を、そうでない方は住民税の申告が必要になります。

相続税上の寄付金控除

相続した財産を申告期間(10ヶ月)以内に寄付をいただいた場合は、全額に対して相続税が非課税になります。

### 【法人の場合】

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず、全額損金算入できます。

詳しくは、お近くの市税事務所または税務署へお問い合わせください。